

## 佐伯惟教の豊後帰参

橋本操 六

## 一 惟教の伊豫退去

豊後国人の将大神姓佐伯惟教は、天文十九年（一五五〇）の二階崩れの変で、義鎮の先導として別府立石から真っ先に府中に入った人物として野史等で有名である。この惟教が義鎮に恨みをいだいて伊予に一時退去したという。『大友家文書録』は、「是年、佐伯惟教有恨義鎮之事、率男惟真等氏族家人、去梅牟礼城在州海部郡佐伯、退住伊予国<sup>(1)</sup>」と述べ、また「弘治三年夏、筑前国古所城主秋月文種叛義鎮、応毛利元就、而謀乱、義鎮怒而遣佐伯惟教・戸次鑑連、田北氏（中略）、文種臣小野四郎左衛門尉逆心、弑文種、持其首降、是七月七日也<sup>(2)</sup>」とも述べていることから、惟教の伊予退去は弘治三年（一五五七）七月七日以後のことということになる。『大友家文書録』は、上述のような綱文を立てたあと、それに関する諸史料を示すのが通常の姿であるが、惟教の伊予退去については何の史料も示していない。

惟教の伊予退去についての状況を「大友興廃記」<sup>(3)</sup>巻第八によってみると、伊予退去については「惟教予州に居住有し子細の事」で、義鎮の肥後攻略に当たって、旗本の角隈越前守と惟教が、首実験の儀式をめぐる対立し弘治三年五月上旬嫡子惟実、二男鎮忠を連れて伊予に退去したと述べ、対立の原因は姓氏の争い、つまり大友同紋衆・お下り衆・国衆の対立にあったとしている。

『大友家文書録』との間には日時等についてかなりの矛盾があることには、すでに気付かれたことと思う。この惟教の豊後

帰国について『大友家文書録』は、「是年、佐伯惟教、自予州来豊後、望請復仕、宗麟赦之、令守州烏帽子岳城」と綱文を立てるが、やはり裏付け史料は何も示していない。

このことについて「大友興廢記」巻第八「佐伯惟教伊予国より豊後へ渡海之事」は、弘治三年伊予に退去した惟教は、十二年後の永祿十一年（一五六八）十月、毛利元就が筑前国立花城を攻略するという情報を入手し、宗麟に対する恨みを捨て参戦しようとした。そこで、永祿十二年三月下旬佐賀関まで帰ったあと、筑前の宗麟本陣に飛弾宮内を派遣して臼杵鑑速に取り成しを依頼、許しを得て同年十二月二十七日に佐伯に帰城したと述べる。そして次に示す史料を収録している。

態呈一書候、今度中国之諸勢、取捲筑州立花之城之由、風聞已畢、愚子如御存知、奉恨大守、子細依有之、歴年雖奉違背、且存旧好、且為勵忠節、不取敢令渡海候、以御取成、一方之先鋒、被仰付候者、尤可為面目候、委曲飛弾宮内口上ニ申合候、恐惶謹言、

四月二日

佐伯紀伊介惟教

臼杵遠江守殿

貴翰拝覽、依今度中国之諸勢発向、早速御渡海之段、尤頼母敷、御忠節不可勝斗候、大守御感難紙面伸候、依其烏帽子岳之城、被仰付之儀、是又到御面目不淺候、此度大變之折柄、可被顯御勇力候、此表御勝利、不可有程候条、吉左右追々可申入候、在陣不得寸暇候故、不詳委曲、飛弾宮内少輔申渡候、恐々謹言、

四月八日

鑑速

惟教参御返人々

この往復書簡に続いて、立花城攻防に勝利を納めた宗麟との間に

謹而令言上候、今度吉川、小早川以多勢屯筑前之所、御賢策依不淺、早速彼敵悉令敗北、其国弥属平均之由、是可謂文武

1 盡紙面候、

兼備矣、国家之繁榮、祝着何事如之哉、以此等之趣、宜預御披露候、恐々謹言、

十一月十八日 佐伯紀伊之介惟教

謹上 浦上左京殿江

就吉川・小早川敗北、早々示給、被添御心之次第、祝着候、豊筑敵城無残、所落去之条、大慶可有推察候、吉左右追々可申遣之趣、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、

十一月廿一日

宗麟

佐伯殿

の往復書簡を収め、最後に「其後、永祿十二年十二月廿七日に、惟教父子三人、佐伯に帰城なり、本より武勇忠功の志深き故、宗麟公の御懇切、平日にまさりぬ」と結んでいる。

さて、『佐伯市史』<sup>(5)</sup>はこの事件について、「大友興廢記」「大友家文書録」「豊後国志」によって詳細に惟教の伊予退去を説明するが、四月二日づけの惟教から鑑速あての書状は、「大友興廢記」の著者杉谷宗重の作であろうと、偽文書としての評価を与えている。しかし、後述するように一顧だに価しない文書として無視し得ないものがある。

さて、惟教は大内氏を継いだ義鎮の弟晴英（後大内義長）とその家臣団との抗争中の弘治二年（一五五六）、小原鑑元（大友氏加判衆・肥後方分）ら国人衆と共に反旗をひるがえした。この反乱は、「国家を妨ぐべき企」と位置づけられており、その内容は「大身等国王に叛起し、これを殺して他の王を立てんと図り」、「われらは豊後の港と誤りて、豊後の王に叛起せる大身の領地に着きしが」、「われら到着の十五日前に、豊後の王は火と武器を以て叛逆の嫌疑ある大身等を攻め、十三人の大身の家を焼き、家族及び家屋を滅したり」というものであった。<sup>(6)</sup>

注 (1) 『大分県史料』三三卷「大友家文書録」二五〇頁、『増補訂正編年大友史料』二〇卷一〇四号

- (2) 『右同』二九〇頁、『右同』二〇卷二四三頁  
 (3) 『大分県郷土史料集成』系図篇・戦記篇(昭和四十八年十月十日復刻 臨川書店)  
 (4) 『大分県史料』三二卷三五五頁、『増補訂正編年大友史料』二二卷五二一號  
 (5) 昭和四十九年五月一日佐伯市史編さん委員会  
 (6) 『耶穌会日本通信』豊後篇上卷(『増補訂正編年大友史料』二〇卷一〇六・一〇七・一〇九號)

## 二 薬師寺氏あて惟教の書簡

『佐伯市史』は、惟教が伊予に退去中の消息について伝えるものは何もない、と説明するが、果してどうであらうか。津久見を本貫とした大友水軍薬師寺氏相伝史料中に、惟教名で発給された次の七点の史料がある。本文書は乾・坤二巻の卷子本となっているが、検討のため収録順を無視して示すことにする。

- (1) 尚々そのおもて、いよいよしつかなる之由候、干要候、方々の事共、涯分可被心懸候、無申及候、先度之しゆひ二候之条、七兵さしつかハし候、前日ハ、以口上ねん比ニ被申越候、乍案中祝着候、ことに一両所へふみをまいらせ候、能々可被相届候、新三へも又状を進し候、くハしき事ハ彼者可申候、かいふんこころかけられ候へのよし申度候、ちくせんおもての儀、いかか近日者相聞候や、勿論させる儀あるへからす候、くハしき儀者こうしやう申つかハし候之条、彼者可申候、恐々謹言、

卯月廿一日

教(花押)

薬師寺右衛門尉殿

- (2) せんと七兵まで御ねんこころニ承候、まことニ畏入存候、いつも申候やうニ、そこもと御心へたのミ存候、く、さためて

御しんしやくたるへく候へ共、よきなき申事にて候ま、重々彼者進之候、くハしき儀ハこうしやう可申候、為御存知候、  
そこもといよくしつかなるよし申候、まんそくに候、期来喜候、恐々謹言、

卯廿一

教（花押）

菓新三申給へ

(3) 尚々此たひ御しんらうのよし承及候、畏入存候、いよいよたのミ申候、何事もく口上申候条、省略筆候、重々可申承  
候、く、

内々申事共候之処、其方別而被添御心候、はしめさる儀ながら、一段畏入存候、そのゆへかなたよりも、しゅこんのをもむ  
き、誠ニ本望至候、連々其方御しんらうゆへにて候、かの内々ニまかせ候て、たか和三やかてくわたくし遣し候、いよく  
たのミ申候、与三も船便候ハて、去月卅日罷渡候、御返事延引のやう、ゆるかせ候ハす候、万々与三可申候、恐々謹言、

五ノ二

教（花押）

菓新申給へ

(4) 尚々しん三郎別而しんらう之儀、不及申候、殊備後守とのへ以状可申候へ共、餘急便候間、先々相過候よし、能々可被申  
候、く、

たか和三わたり候ニつゐて、状にあつかかり候、祝著候、新三郎しんらうゆへ、可然相調候、大慶此事候、いよくたのミ入  
候之由、能々可被申候、与三まで申候ことく、此儀よそにもれ候てハ、きよく有ましく候、ここもとにてハ、いささかもれ  
候ハす候、能々為存知候、万たか和三可申候、恐々謹言、

六ノ二

惟教（花押）

菓師寺右衛門尉殿

(5) 尚々そこもとの儀、かい分こころかけらるへく候、たのミ存候、かさねて申へき儀候間、やかて又可申候、く、其後者ふみにても不申候、仍前日たか畑長門守ところまでの状くハしく披見候、こころにそへられ候ての儀、あんなからしうちやくに候、内々申され候間、御兩人かたへふみまいらせ候、かい分ととのへられ返事候やう二たのミ存候、こことも何事候へて、いつれもけんこに候、心安そんち被申へく候、然者出陣之儀、いかか候や、此比者こもと到来候ハす候、猶重々可申候、恐々謹言、

六月十八日

惟教（花押）

薬師寺右衛門尉殿

(6) 尚々内存之儀者、不及申候、能々御伝達たのミ存候、く、

重々倅者出府之儀申付候条、令啓入候、其後無音相過候、心外至候、殊更きもしへ進内状候、委細之段者、長左可申達候、口上之趣、能々御伝達頼存候、毎々如此御造作のミ申入候、併頼存外無之候、猶彼者申含候、恐々謹言、

十一月二日

惟教（花押）

薬新まいる申給へ

(7) 尚々白杵へやかてく可被罷出候、頼入候、く、又舎兄備後とのへ、以別紙可申候へ共、先々乍存候、重而可申候、く、

至白杵内々として、彼兩人差渡候条、状遣之候、前日喜もしへふみまいらせ候、新三以取合、いつもなからこまくの預御返事候、祝著至候、新三御辛勞のゆへに候、誠畏入候之由、申度候、く、此たひもふみまいらせ候、新三以同道、やがて白杵へ可被罷出候、左様に候て、兩人の口上、其方先々可被申入候、兩人喜もしへ参候ハん事ハ、斟酌入事候、分別のまへに候、又彼兩人在庄中、涯分可被添心事、一方頼入候、さへきへるられ候ひくハん衆へハ、先々此たひハ、合力之儀難申候、

事統候ハハ、何とそして、人しれすのようニ有たく候、又新六ひきやくに、六七日まへミさきより、わたして候、定可參著候、此便にも喜もしへふミまいらせ候、為存知候、更ニ海上之儀、おもふまま候ハて、彼兩人をそく渡海させ候、是又可有推量候、將又小船わざとしたて候て渡候、定保戸につなきまいらせ候、自然さ候ハすハ、如其元まハし候へと申て候、其分ニ候ハハ、能々可被添心候、万彼衆可申候、恐々謹言、

十二ノ五

教(花押)

注 薬師寺文書は『大分県史料』一二卷「南北海部諸家文書」に収録されているが、かなりの誤謬が見受けられる。また『増補訂正編 年大友史料』二三卷は、年末詳のため、元龜三年(一五七二)の後に、先に示した順で収録している。現状は、坤卷10、12、14、9、11、13、15号の順となっている。

### 三 惟教の豊後帰参

前項に示した薬師寺氏あて佐伯惟教書簡は、単に両者の關係を示すだけのものではなく、惟教の伊予居住を裏付けるものであり、ひいては大友内部の姓氏争いの一端を知る貴重なものである。

まず、卯月二十一日づけ薬師寺右衛門尉にあてた書状(1)によると、佐伯・薬師寺両者間での使者の往来がわかり、さらに「ことに一両所へふミをまいらせ候、能々相届けらるべく候」と惟教が薬師寺右衛門尉を介して、誰かと連絡を取ることが希望していたこともわかる。さらに、この書状が書かれた年代を示唆する「ちくせんおもての儀、いかか近日は相聞へ候や」という文言もみえる。

同日づけ薬師寺新三郎あて書状(2)の内容はほぼ同内容で、とりわけ特徴的な事項は見当たらない。五月二日づけ新三郎あて書状(3)では、右衛門尉を介して一両所と連絡したことについて、「そのゆへかなたよりも、しゅこん(入魂)のをもむき」と、色よい返事があったことを述べ、加えて、その内々の色よい返事を確認するため、たか三(高畑長門守か)を派遣する

ので一段の協力を依頼するとともに、与三は船便がなく去月(四月)三十日渡海したが、内々の返事の確認が遅れるようになるとがあれば大変なことだ、と述べている。

この内容から、惟教は船を利用しなければ薬師寺氏と連絡がとれない所に居住していることがわかる。つまり陸路では連絡のつけようのない所、いいかえれば佐伯氏の本拠地佐伯以外の地にいたことになる。そして、惟教が薬師寺氏を介して連絡をとっていた一両所は、かなりの大身の武士(二人)であったことも想像にかたくない。

六月二日づけ右衛門尉あて書状(4)では、新三郎の協力によって、大身の人物との話し合いが無事終了した。与三に申させたように、話し合いの内容が他に漏れるようなことがあれば大変なことだ。惟教側からは決して漏れるようなことはないので、念のため申し添えるとしている。このことから、惟教と大身の武士二人の間には、他に漏れては困る重要な事柄が約束されたことをうかがわせる。

六月十八日づけ右衛門尉あて書状(5)では、高畑長門守(与三か)への書状中にみえる惟教への心づかいを感謝し、指示のように大身二名と連絡を取ったことを告げると共に、兩人と右衛門尉との間で決定された内容を知らせてもらいたい。ところで出陣(筑前)の儀はどうなったであろうか、このごろは何の連絡もないが、とみえることから、惟教は海を隔てた所において、大身二名の力添えによって出陣したいということを連絡しあっていたことがわかる。つまり、大友への帰参を依頼していたことが主な連絡内容であったのである。

十一月二日の新三郎あて書状(6)には、惟教に対する出府命令(帰参許可)があつて大変喜んでいたが、その後何の連絡もないのは心外の至りである。使者として長左を派遣するので、よくよく大身の二人に取りなしをしてほしい。ほかに頼みとする人物がないから、と切羽詰ったという惟教の心情がうかがえる。

そして最後の十二月五日づけ書状(7)によると、惟教が連絡を取っていたのは、臼杵への渡海実現を述べていることから、大友宗麟の重臣であり、丹生嶋城中でも一二の実力者であつたことが容易に想像できる。また、「さへきへゐられ候ひくはん



(被官)衆へは、まずまずこのたびは合力の儀申しがたく候」とあることから、惟教とかつての家臣との間には、直ちに協力体制が取れない事情であったことも判明する。

さて、惟教の居住の場所であるが、「また新六ひきやくに、六七日まへミさきよりわたして候(中略)、更に海上の儀思ふまま候へて、彼兩人をそく渡海させ候、是また推量あるべく候、はたまた小船わさとしたて候て渡り候、定保戸につなきまいらせ候(後略)」とあることから、四国伊予国に居住していたことは確実である。そして、三崎から臼杵への渡海は、保戸島經由であったことも判明する。

以上のように、伊予に退去していた惟教の帰参に当たっては、薬師寺一族の仲介が大きく作用していたのである。最後に大身二名とは一体誰であろうか。

第一項で示した「大友興廢記」収載の臼杵鑑速と浦上左京(入道宗鉄)にあてた惟教の書状と、鑑速の返書および宗麟書状から、大身二名とは臼杵鑑速と浦上宗鉄の可能性が強い。「佐伯市史」はこの史料を疑わしいとしているが、薬師寺文書七点から考えても、かなり信用に値する内容とみてもさしつかえないと考えられる。臼杵鑑速は弘治三年、つまり佐伯惟教が伊予に去った時から加判衆として宗麟を補佐し、吉岡長増とともに「豊州二老」とも、あるいは戸次鑑連・吉弘鑑理とともに「豊州三老」とも呼ばれる実力者である。また浦上宗鉄は右筆として常に宗麟の側にあり、天正八年(一五八〇)二月十四日には大友義統の弟親家が田原氏の名跡を継ぐに当たって、条々に違背しない旨の起請文を浦上宗鉄、柴田礼能に当てていることなどから、その実力は非常に大きかった人物である。<sup>(1)</sup>

したがって、惟教が帰参を依頼しうる人物としては、この二名以外には考えられないといってもいいすぎではあるまい。渡海先が臼杵であり、しかも鑑速は臼杵を本貫とする実力者である。宗鉄は右筆という側近の立場にあり、加えて宗麟・義統に重用されていることは残存史料から証明されることから、真に最適の人物であるといえる。

なお、惟教も帰参直後の永禄十二年(一五六九)ごろから加判衆として名をつらねるようになり、元龜三年(一五七二)の

四国西園寺公広攻略には鶴原宗叱と共に將として出陣している。<sup>(2)</sup>この事件は、宗麟の娘婿で土佐を本貫とする一条兼定が西園寺公広に攻められたもので、水軍の指揮には若林鎮興・深柄大蔵少輔が当たり、薬師寺水軍もこれに従い、主水助は感状を与えられた。<sup>(3)</sup>

津久見氏の同心衆として存在していた薬師寺氏は、天文十九年の二階崩れの変で勢力を失った津久見氏から離れ、弘治三年以後永禄十二年ごろまでは佐伯惟教帰参の仲介者として、また惟教が加判衆となると両者の関係は加判衆対大友水軍という平常の関係を維持するようになり、更に天正年間になると両者の間には主従関係がみえかくれるようになる。

注 (1) 「大分県史料」二六卷「大友記録」三号

(2) 「増補訂正編年大友史料」一三卷一七〇号

(3) 「右同」二卷三一七六号

(大分市大字端登 大分県総務部参事)

大分県地方史料叢書(六)

「縣治概略」(I)  
「縣治概略」(II)

大分県成立以来の布告・達を集成した  
県草創期を知る基本史料

(会員各二五〇〇円、会員外各三〇〇〇円)

発行者 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(七)

縣治概略 III

〔完結〕

大分県成立期の布告・達を集成した  
地方史研究者必備の書。  
本巻は明治八年分を収録する。

(会員一五〇〇円、会員外二〇〇〇円)

発行者 大分県地方史研究会